

一般会計等財務書類注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物15年～50年

工作物 5年～80年

物品 5年程度

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）に係るリース資産

- ……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
- イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- ……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得

価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

特にありません

3 重要な後発事象

特にありません

4 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

・一般会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 : 該当なし

連結実質赤字比率 : 該当なし

実質公債費比率 : 10.2%

将来負担比率 : 128.2%

④ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 : 該当なし

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額 797 百万円

⑥ 過年度修正等に関する事項: 該当なし

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲 : 該当なし

② 減債基金に係る積立不足額 : 該当なし

③ 基金借入金（繰替運用） : 該当なし

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 40,284 百万円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 : 21,051 百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 : 3,448 百万円

将来負担額 : 73,969 百万円

充当可能基金額 : 3,895 百万円

特定財源見込額 : 7,207 百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 : 40,284 百万円

⑥ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 : 該当なし

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。また、余剰分（不足分）とは、費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	41,416 百万円	40,441 百万円
繰越金に伴う差額	1,224 百万円	—
資金収支計算書	40,192 百万円	40,442 百万円

※資金収支計算書においては、繰越金を収入に含めておりません。

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	2,993 百万円
投資活動収入の国県補助金収入	1,061 百万円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	2,565 百万円
減価償却費	△4,449 百万円
賞与等引当金繰入額	△446 百万円
退職手当引当金繰入額	△2,479 百万円
徴収不能引当金繰入額	△126 百万円
資産除売却益（損）	△6 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	△887 百万円

③ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。なお、一時借入金の限度額は次のとおりです。

一時借入金の限度額：3,000 百万円